渡辺勲税理士事務所　報酬規程

別表【譲渡所得（分離課税）】

（単位：円）

所得金額基準（※）	年間収入金額基準（※）	措置法特例なし	措置法特例あり
300万円以下	3,000万円以下	50,000	100,000
500万円以下	5,000万円以下	100,000	150,000
1,000万円以下	1億円以下	150,000	200,000
3,000万円以下	3億円以下	200,000	250,000
5,000万円以下	5億円以下	250,000	300,000
1億円以下	10億円以下	300,000	350,000
1億円超	10億円超	350,000 程度より相談	400,000 程度より相談

措置法特例

居住用財産の譲渡に係る特例

収用交換等の特例

特定事業用資産の買換えに係る特例

既成市街地等内の買換えに係る特例

（※）（ 所得金額基準による料金 ＋ 年間収入金額基準による金額 ） ÷ 2 ＝ 基準報酬料金